

『国境関係書類 山林 甲』（請求記号：H97-土鑑-245）

○資料1 翻刻

（付箋）

正副式通有之二付此一通寫取ル暇ナキニ
付尅通ヲ取り寫ニ代へ

（本文）

現時福島縣郷社飯豊山神社ヲシテ

本縣郷社ニ御引直ノ儀ニ付願

右神社之儀ハ當郡地内飯豊山ニ鎮坐シ

本郡内日出谷部落（実川、豊田、日出谷、三ヶ村）人民ニ於テハ

殊ニ信仰ノ大神ニ御坐候抑モ該神社ノ

創立ハ既ニ数百年ノ久シキニ涉リ其ノ詳細ナル

記録等ハ存在セスト雖モ往古ヨリノ口碑ニ傳

ル処ハ僧行基小角空海等登山開基セリ

然レトモ高山嶮岨ニシテ四時雪アリ攀登リカタク

自然中絶セリト然ルニ當郡日出谷部落ニ

一人ノ行者アリ其ノ性豪愴廉直ニシテ

諸國ノ高山靈地ヲ經歷セサルナク殊ニ飯豊

山ノ儀ハ近國無比ノ靈境タルモ空海等開

基以來其ノ神徳ノ炳ハレサルヲ深ク遺憾トシ

爰ニ非常ノ憤慨ヲ発シ数年ノ艱苦ヲ極メ

僅カニ信者参詣ノ通路ヲ開キ又タ数年ノ久

シキヲ經漸ク山嶺ニ一ノ堂宇ヲ創立シ飯豊

山大権現ト崇称シ而ノ當部落村々ノ信者

等丹誠ヲ尽シ所々ニ仏像ヲ安置セリト云

ヘリ爾來倍々人民モ該山ノ靈場タルヲ尊敬

シ連年登山シテ神徳ヲ仰キ來レリ然ルニ

往昔越后國主城四郎長茂所領ノ内當郡

ヲシテ叔父ナル奥州會津大寺村恵日寺

住職乗丹坊へ寄附セシヨリ以來會津部

内ニ入り連綿會津城主ノ所領ニ属セリ故ニ

天正年中領主蒲生氏郷ニ至リ會津郡

下荒井村蓮華寺十三世住職宥明ヲシテ該

山別當トナス更ニ路ヲ開カシメ耶麻郡飯根

村及ヒ一ノ木村ヨリ登山スルニ至レリ爾來蓮華

寺住職代々受持罷在且ツ封就ノ領主ニ

於テ深ク信仰セシヨリ通路ノ如キモ耶麻郡ハ

自然本道ト相成當郡ヨリ登山ノ通路ハ遂

ニ舊道ノ形ヲ幽カニ残スノミ而ノ維新后神

佛混交不相成儀ニ付飯豊山大神ト改称
セラレ則チ従前ノ住職（會津郡下荒井村蓮華寺住職）モ復飾ノ上
更ニ神職ト相成依然受持罷在候然ル処
舊若松縣ニ於テ去ル明治五年神社御改正

ノ砌郷社（氏子ナシ）ト定メラレ其ノ后福島縣ニ於テ
明治十年中神官ハ必ス神社最寄ノ地方ヨ

リ撰任スヘキ儀ニ相成則チ耶麻郡ノ神官ヲシテ
更ニ該神社ノ祠官ニ任セラレ候儀ニ御坐候

爾来耶麻郡ハ登山便宜ノ地タルヲ以テ神官撰
挙等ヲ始メ都テ該郡信者ノミニテ負擔罷在

候右ハ本郡信者共ニ於テ甚タ遺憾ノ至リニ有
之候得共是レ迄ハ同一ノ管轄ニ属セルヲ以テ
復古ノ機會ヲ不得荏苒罷在候処當今

ニ相成候テハ既ニ已ニ管轄ヲ異ニシ地籍ノ儀モ
別紙図面ニ於テ當郡地内ニ判然明瞭シ且

ツ往古ヨリ當郡鎮守神ナルヲ他縣ノ郷社ト相成
居候段信者一般洵ニ歎慨ノ至リニ御坐候間何

卒賢明ノ御詮議ヲ以テ至急本縣郷社ニ御引
直被成下置度信者総代連署此段奉願候也

東蒲原郡実川村信者総代

明治廿一年七月廿日 猪俣弥惣平

全郡全村全

五十嵐庄次

全郡全村全

猪俣忠栄

全郡豊田村信者総代

真田清久

全郡日出谷村信者総代

渡部丈吉

全郡神官総代

皆川正勝

新潟県知事篠崎五郎殿

前書願出ニ付奥書進達仕候也

東蒲原郡日出谷村外四ヶ村戸長代理

筆生星野 肅

○資料1 読み下し

（付箋）

正副二通これ有るに付きこの一通写し取る暇なきに付き一通を取り写に代へ

（本文）

現時福島県郷社飯豊山神社をして

本県郷社に御引き直しの儀に付き願

右神社の儀は当郡地内飯豊山に鎮座し、

本郡内日出谷部落（実川、豊田、日出谷、三ヶ村）人民に於いては、

殊に信仰の大神に御座候。抑も該神社の

創立は既に数百年の久しきに渉り、その詳細なる

記録等は存在せずと雖も、往古よりの口碑に伝わ

る処は、僧、行基、小角、空海等登山開基せり。

然れども高山嶮岨にして四時雪あり攀登りがたく

自然中絶せりと、然るに当郡日出谷部落に

一人の行者あり。その性豪胆（膽）廉直にして

諸国の高山霊地を経歴せざるなく、殊に飯豊山の儀は近国無比の霊境たるも空海等開

基以来その神徳の炳われざるを深く遺憾とし、

爰に非常の憤慨を発し数年の艱苦を極め

僅かに信者参詣の通路を開き、また数年の久

しきを経、漸く山嶺に一ノ堂宇を創立し飯豊

山大権現と崇称し、而して当部落村々の信者

等丹誠を尽くし、所々に仏像を安置せりと云

へり。爾来倍々人民も該山の霊場たるを尊敬

し、連年登山して神徳を仰ぎ来れり。然るに

往 昔 越後国主城四郎長茂所領の内当郡
おうじゃく（おうせき） じょうしつうながもち

をして、叔父なる奥州会津大寺村恵日寺
おおてらむらえにちじ

住職乗丹坊へ寄附せしより以来、会津部
じょうたんぼう

内に入り連綿会津城主の所領に属せり。故に

天正年中領主蒲生氏郷に至り、会津郡
がもうじきじ

下荒井村蓮華寺十三世住職宥明をして、該
しもあらいむられんげじ

山別当となす。更に路を開かしめ耶麻郡飯根
やまぐんいね

村及び一ノ木村より登山するに至れり。爾来蓮華
むら

寺住職代々受け持ち罷在り。且つ封就の領主に
まかりあ か ほうしゅう

於いて深く信仰せしより通路の如きも耶麻郡は

自然本道と相成り、当郡より登山の通路は遂
ついで

に旧道の形を幽かに残すのみ。而して維新後神
かす しゅう

仏混交相成らざる儀に付き、飯豊山大神と改称

せられ、則ち従前の住職（会津郡下荒井村蓮華寺住職）も復飾の上、
すなわ

更に神職と相成り、依然受け持ち罷在り候。然る処
いぜん まかりあ

旧若松県に於いて去る明治五年神社御改正

の砌、郷社（氏子なし）と定められ、その後福島県に於いて
みざり

明治十年中神官は必ず神社最寄の地方よ

り選任すべき儀に相成り。則ち耶麻郡の神官をして、

更に該神社の祠官に任せられ候儀に御座候。
しかん

爾来耶麻郡は登山便宜の地たるを以て、神官選
もつ

挙等を始め都て該郡信者のみにて負擔（担）罷在り
すべ ふたん

候。右は本郡信者共に於いて、甚だ遺憾の至りにこれ有り
はなは いかん

候得共、これ迄は同一の管轄に属せるを以て

復古の機会得ず荏苒罷在り候処、当今

に相成り候ては、既に已に管轄を異にし地籍の儀も

別紙図面に於いて当郡地内に判然明瞭し、且

つ往古より当郡鎮守神なるを他県の郷社と相成り

居り候段、信者一般洵に歎慨の至りに御座候間、何

卒賢明の御詮議を以て至急本県郷社に御引き

直し成し下し置かれ度、信者総代連署この段願ひ奉り候也。

東蒲原郡実川村信者総代

明治二十一年七月二十日 猪俣弥惣平

同郡同村同

五十嵐庄次

同郡同村同

猪俣忠栄

同郡豊田村信者総代

真田清久

同郡日出谷村信者総代

渡部丈吉

同郡神官総代

皆川正勝

新潟県知事篠崎五郎殿

前書願ひ出に付き奥書進達仕り候也。

東蒲原郡日出谷村他四ヶ村戸長代理

筆生星野 肅（きよし・すすむ）

○資料2 翻刻

（朱文字）農第八三九号

管下岩代國耶麻郡一ノ木村飯豊山神社
所在地盤之義ニ付昨年十二月庶第七三
一五號御照会之趣了承左ニ

一 曩キニ及御回候会津正統記ニ因ルモ飯豊
山神社地之所属不明云々御申越ニ候得共
右正統記ニ奥州會津耶麻郡百木郷一
ノ戸村飯豊山開基縁起トアルニ因ルモ該所
在地ハ耶麻郡一ノ木村ニ属スル義ト相認メ候
一 実川ニ於テハ飯豊山始山地ニ対シ従前ヨリ
納税云々御申越ニ候得共一ノ木村ニ於テモ
往昔旧藩治之節ヨリ維新後地租改正迄
飯豊山神社境内地ヲ除キ該山ニ対シ
納税致シ来リ申候

一 実川村ニ於テ十五年中地籍編纂之
際調整セシ一村全図ニモ四至村々ニ於テ
境界ノ相違ナキヲ証明連署云々御申
越ニ候得共右ハ管内村々ニ於テハ該図中
単ニ字高陽山字疣岩字鷺巢ニ係ル
境界ノ証明ヲナシタルモノ、趣ニシテ其連
署セシ村総代ノ名義ノ如キハ村會之決
議ニヨリタルモノニ無之又一村之委任状ヲ
得タルモノニ無之ヲ以テ何レモ正当ニ總代
之資格ヲ有スルモノニ無之然シテ右之図
面ハ本縣主務官吏ニ於テ一応調査セ
シヲアリトスルモ右等不都合発見之上ハ
更正ヲ要スヘキモノト被認候
一 延享四年旧若松領主ヘ差出シタル山
境村々取調図面ニ一目瞭然云々御申越
ニ候得共右ハ果シテ旧領主ヘ差出シタルモ
ノナルヤ不明ナルノミナラス右等之書類ヲ
以テ飯豊山神社所属地ノ証左ト為スニ
足ラサルモノト相認候

一 本縣統計表旧若松縣治一覽表本
縣実測図并管轄替之節御引継之
図面ニ飯豊山ハ越後國ニ属シアル云々御申
越ニ候處右ハ何レモ誤謬之調整ニ出タル
次第ニ有之右越後國蒲原郡ト云ヒ岩代
國耶麻郡ト云ヒ同ク会津藩之封土ニシ

テ旧若松縣ニ於ケルモ同一管轄地ナルヲ
以テ当初編製ニ係ル一覽表ノ如キ全ク
不用意ヲ以テ調製シタルモノト被相〔削除〕考
爾來本縣統計表ニモ右ヲ謄寫誤
載セシモノニ有之又本縣ノ地図タル旧若
松縣ニ属スル部分ノ下図曩ニ同縣調之
モノヲ其俣相用ヒ調整シタルモノニシテ御
引渡之場合ニ於テモ該図中飯豊山之
位置誤謬アルヲ心付カス今日ニ及ヒタル次
第二有之因テ旧若松縣ニ於テ下図ヲ納タル
実況ヲ当時取扱ヒタルモノニ就キ取調フルニ
右ハ専ラ諸山ノ高低ヲ測ルヲ主トシ飯
豊山所屬ノ如何等ニハ毫モ關係シタル
義ニ無之全ク一覽表同様不用意ヲ以テ
其位置掲載方ヲ誤リタルモノニ有之候
一新編会津風土記飯豊山ハ蒲原郡ニアリト
御申越ニ候得共右一書ニノミ載セアルト
シテ他ノ古書旧記等ニ現在スルモノヲ掩フ
ヘカラサルモノニ相考全ク右新編会津風土
記飯豊山ノ所在ノ如キハ当時編輯者ノ
誤謬ニ出候モノト相認メ申候
右之通ニ有之候条猶昨年十月農第
二一五四號御回答書類御参照御了知
有之度此段及御回答候也

明治廿三年五月十二日

福島縣知事山田信道 印

新潟縣知事千田貞曉殿

○資料2 読み下し

（朱文字） 農第八三九号

管下岩代国耶麻郡一ノ木村飯豊山神社
所在地盤の義に付き昨年十二月庶第七三

一五号御照会の趣了承左に

一曩きに御回及び候会津正統記に因るも、飯豊

山神社地の所属不明云々御申し越しに候得共、

右正統記に奥州会津耶麻郡百木郷一

ノ戸村飯豊山開基縁起とあるに因るも、該所

在地は耶麻郡一ノ木村に属する義と相認め候

一実川に於いては飯豊山始山地に対し従前より

納税云々御申し越しに候得共、一ノ木村に於いても

往昔旧藩治の節より維新後地租改正迄、

飯豊山神社境内地を除き該山に対し

納税致し来り申し候

一実川村に於いて十五年中地籍編纂の

際、調整せし一村全図にも四至村々に於いて

境界の相違なきを証明連署云々御申し

越しに候得共、右は管内村々に於いては該図中

単に字高陽山、字疣岩、字鷲巢に係わる

境界の証明をなしたるものの趣にして、その連

署せし村総代の名義の如きは村会の決

議によりたるものにこれ無し。また一村の委任状を

得たるものにこれ無くを以て、何れも正当に総代

の資格を有するものにこれ無く、然して右の図

面は本県主務官吏に於いて一応調査せ

しことありとするも、右等不都合発見の上は

更正を要すべきものと認められ候。

一 延享四年旧若松領主へ差し出したる山境村々取調図面に一目瞭然云々御申し越しに候得共、右は果たして旧領主へ差し出したるものなるや不明なるのみならず、右等の書類を

以て飯豊山神社所属地の証左と為すに

足らざるものと相認め候。

一本県統計表旧若松県治一覽表本

県実測図并に管轄替えの節御引き継ぎの

図面に、飯豊山は越後国に属しある云々御申し

越しに候処、右は何れも誤謬の調整に出たる

次第にこれ有り。右越後国蒲原郡と云い岩代国耶麻郡と云い同じく会津藩の封土にし

て旧若松県に於けるも、同一管轄地なるを

以て当初編製に係わる一覽表の如き全く

不用意を以て調製したるものと相考えられ、

爾来本県統計表にも右を謄写誤

載せしものにこれ有り。また本県の地図たる旧若

松県に属する部分の下図、曩に同県調の

ものを其の俣相用い調整したるものにして御

引き渡しの場合に於いても、該図中飯豊山の

位置誤謬あるを心付かず今日に及びたる次

第にこれ有り。因って旧若松県に於いて下図を納めたる

実況を当時取り扱いたるものに就き取り調べうるに、

右は専ら諸山の高低を測るを主とし飯

豊山所属の如何等には毫も関係したる

義にこれ無く、全く一覽表同様不用意を以てその位置掲載方を誤りたるものにこれ有り候。

一新編会津風土記飯豊山は蒲原郡にありと

御申し越しに候得共、右一書にのみ載せあると

して他の古書旧記等に現在するものを掩う

べからざるものに相考え、全く右新編会津風土

記飯豊山の所在の如きは当時編集者の

古文書解読講座（夏季）のアンケートにご協力ください。



誤謬に出候ものと相認め申し候。

右の通にこれ有り候条、猶昨年十月農第

二一五四号御回答書類御参照御了知

これ有り度、この段御回答及び候也。

明治二十三年五月十二日

福島縣知事山田信道印

新潟縣知事千田貞曉殿